

鹿児島市不動寺遺跡の古代・中世

永山修一

Ancient and Middle Age of Fudoji site, Kagoshima City

NAGAYAMA Shuichi

- はじめに
- ① 遺跡の概要
 - ② 古代の不動寺遺跡
 - ③ 中世の不動寺遺跡
- おわりに

【論文要旨】

不動寺遺跡は、鹿児島市の南部、谷山地区の下福元町に所在する縄文時代～近世の複合遺跡である。谷山地区は、古代の薩摩国谿山郡に淵源し、「建久八年薩摩国因田帳」では、島津庄寄郡の谷山郡と見え、近世には谷山郷とされた。古代の谿山郡は隼人が居住する「隼人郡」の一つで、『和名類聚抄』によれば、谷山・久佐の二郷からなり、両郷は、永田川の中流・上流域と下流域すなわち西側と東側に存在した。不動寺遺跡では、奈良時代の明確な遺構は確認されておらず、奈良時代の遺構は、不動寺遺跡の範囲外、埋没河川の上流側にあると考えられる。平安時代のものとして緑釉陶器・初期貿易陶磁（越州窯系青磁など）・硯（風字硯・転用硯）などの遺物が出土し、遺構としては館跡・遣水状遺構・池状遺構・火葬墓・円形周溝墓・土師甕埋納遺構が検出されている。九世紀以降は郡家遺構そのものが確認されているわけではないが、谷山郡家が置かれていた可能性が高く、その後、園池を伴う有力者の居館として機能

するようになった。不動寺遺跡の南南西約五〇〇メートルの谷山弓場城跡でも一〇世紀後半の蔵骨器の火葬墓が出土しており、蔵骨器の形式から、被葬者は不動寺遺跡の関係者と考えられる。また、一〇世紀後半～一世紀前半には、北西九州と関連の深い円形周溝墓が営まれており、その被葬者は北部九州との関係を持っていた可能性が高い。一二世紀になると、不動寺遺跡では遺構が確認されなくなる。

一二世紀代になると、谷山郡の中心は、約一キロメートル東方の砂丘状微高地上に立地する北麓遺跡に移った。このような中心地移動の背景には、一二世紀半ばの阿多忠景を代表的存在とする薩南平氏の谷山郡への進出があると考えられる。ここには近世には地頭飯屋がおかれ、谷山麓が置かれた。

【キーワード】 谷山郡 郡家 有力者の居館 蔵骨器 薩南平氏

はじめに

不動寺遺跡は、鹿児島市の南部、谷山地区の下福元町に所在する。谷山地区は、古代の薩摩国谿山郡に淵源し、「建久八年薩摩国図田帳」では、島津庄寄郡の谷山郡と見え、近世には谷山郷とされた。一八八九年の市制町村制施行によって、上福元・下福元・和田・平川・塩屋・山田・五ヶ別府・中村の八ヶ村をもって谷山村となり、一八九六年に鹿児島郡の一部となり、谷山郡の郡名は消えた。一九二四年に町制施行、一九五八年に市制を施行し、一九六七年に鹿児島市に合併された。

不動寺遺跡は、一九九八年度に鹿児島市教育委員会によって確認調査が行われ、二〇〇七年度～二〇一一年度に、谷山第二地区土地区画整理事業に伴う本調査が実施された。二〇一六年三月に、発掘調査報告書『不動寺遺跡』（長野陽介・藤井大祐編著 鹿児島市埋蔵文化財発掘調査報告書第七六集）が刊行されている。なお本稿の図版は、この報告書からの転載である。

① 遺跡の概要

不動寺遺跡は、鹿児島市下福元町字不動寺・不動寺前田・後迫・上登尾・陣之平下・登尾に所在する縄文時代～近世の複合遺跡であり、図1のように北側・西側・南側を標高約五〇メートルのシラス台地によって囲まれ、西側の台地からのびる丘陵部の緩傾斜上に位置している。なお、不動寺遺跡の西約五〇メートルには、縄文時代草創期の遺跡として著名な掃除山遺跡が、南西約五〇メートルには中世の谷山氏の拠点とされる谷山城跡があり、後述するようにその一角の弓場城跡から古代の蔵骨器が出土している。

谷山地区土地区画整理事業のため、周知の遺跡として平成一〇年に確認調査がおこなわれ、遺跡の範囲が確定された。平成一九年度～平成二三年度に本調査がおこなわれ、平成二二年度は三調査区、平成二三年度は五調査区の計一調査区（H19、H23―1などと表記）が設定され、合計調査面積は一九二〇平方メートルにのぼる。その基本層序は、I～X層からなる。I層は近現代の水田層、II層は河川氾濫堆積層であり、III～X層は、洪水と土壌化を繰り返す中で形成されている。V層を中心に縄文時代後期～弥生時代前期の遺構・遺物が検出された。VII～X層では縄文時代後期の遺構・遺物が検出され、遺構はVII層およびIX層の中部・下部、X層の上部で、遺物はIX層で大量に検出された。

本遺跡では、各時代で注目すべき成果が上がっているが、ここでは弥生時代後期～古墳時代について簡単に述べ、古代・中世については次章以下で紹介することにした。

埋没河川では、多数の弥生時代後期～古墳時代初頭の壺が左岸に並べられた状態で検出されており、またミニチュア土器や手づくね土器も検出されている。これらは、意図的に打ちかかれた「割れ」を持つものが多く、「川辺の祭祀」に関わる遺構・遺物であったとされる。また、「方格規矩四神鏡」の破鏡（穿孔あり）一点、内行花文鏡系と重圈文系の小型仿製鏡各一点が検出されている。

遺構については、H23―2調査区で古墳時代のものとされる八棟の竪穴住居が確認されたのみであるが、四本の流路跡（埋没河川）からは、弥生時代中期～古墳時代後期の土器の破片が大量に出土した。

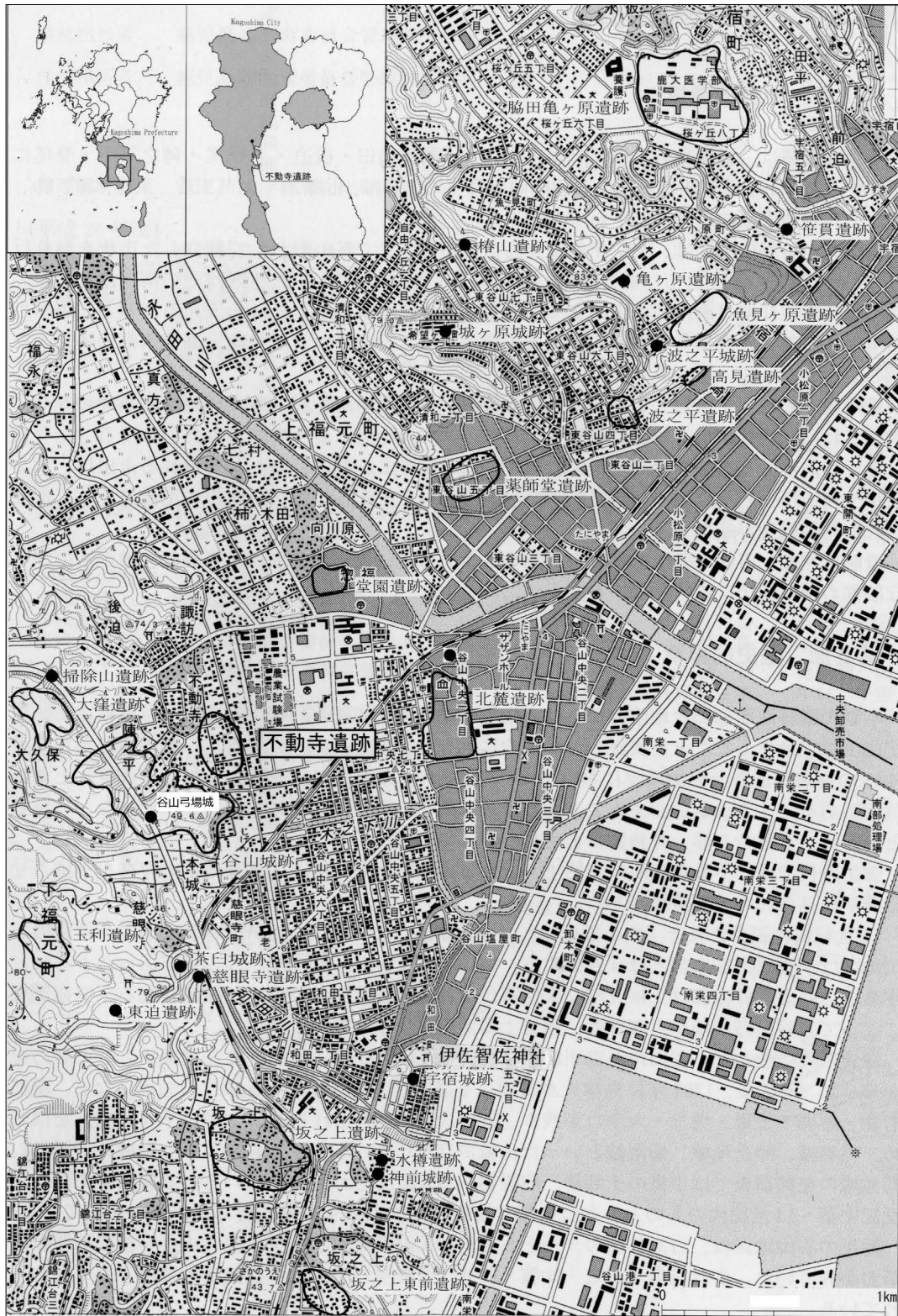


図1 不動寺遺跡及び周辺遺跡位置図 (報告書に一部加筆)

② 古代の不動寺遺跡

(一) 古代の谿山郡について

表1は、『和名類聚抄』に見える薩摩国の郡郷をまとめたものである。「天平八年薩摩国正税帳」に高城郡の酒を「隼人一十二郡」に充てる項目が見え、また非隼人郡である出水郡・高城郡の収支の記載も存在することから、天平八年の段階で薩摩国には一三郡があったことが分かる。『律書残篇』では、薩摩国に「郡十三、郷廿五、里六十、去京行程十二日」と注記されていることから、薩摩国の郡数は八世紀前期から一三郡

表1 『和名類聚抄』に見える薩摩国の郡郷

薩 摩 国	出水郡	山内 勢度 借家 大家 國形
	高城郡	合志 飽田 鬱木 宇土 新多 託万
	薩摩郡	避石 幡利 日置
	甌嶋郡	管々 甌嶋
	日置郡	富多 納薩 合良
	伊作郡	利納
	阿多郡	鷹屋 田水 葛例 阿多
	河邊郡	川上 稲積
	穎娃郡	開聞 穎娃
	揖宿郡	揖宿
	給黎郡	給黎
	谿山郡	谷山 久佐
麿嶋郡	都萬 在次 安薩	

であったことが分かり、谿山郡も薩摩国成立当初から存在していた可能性が高い。また、『律書残篇』段階の二五郷から、『和名類聚抄』段階の三五郷となっていることから、谿山郡が八世紀初頭の段階で、一郡一郷であった可能性は高いと考える。

さて、『和名類聚抄』段階の谿山郡には谷山・久佐の二郷があったが、その比定地については以下のように考えられている。まず、谷山郷について吉田東伍『大日本地名辞書』は、不詳としつつも、谷山村の北部、上福元・中村・五箇別府などとし、村岡良弼『日本地理志料』は、当郷に谿山郡の郡家があったとして、谷山村に相当するとする。久佐郷について、『大日本地名辞書』は、不詳としながらも七島の辺にあるクスワ崎は久佐崎の訛かとして、谷山村大字下福元・平川などにあたるかとし、『日本地理志料』は、久須和崎は久佐崎のことか、また久佐は、建久岡田帳に見える伊佐智佐神社の伊佐の誤りかとして、和田・下福元・古屋敷・平川の諸邑にあたるとする。『鹿児島県史』『地名が語る鹿児島歴史』⁽¹⁾は、貝塚で有名な下福元町の草野との類似性も指摘している。すなわち、旧谷山市域を南北に分け、北側を谷山郷、南側を久佐郷とするものである。

中世段階の話になるが、『山田文書』によれば、島津氏庶流で谷山郡地頭であった山田忠真は、文永十二年に、谷山郡を嫡子土用熊に、谷山郡内山田村・北別府を次郎宗久へ、谷山郡内宇宿郷を三郎直久に譲っている。これからすると、谷山郡は、①永田川中流・上流域（次郎宗久）・②脇田川流域（三郎直久）・③それ以外（嫡子土用熊）の大きく三つの地域に分けることが出来たと考えられる。また、近世に清水盛富によってまとめられた『三州御治世要覧』によれば、谷山郷（一郡一郷。谷山郡）は、伊佐智佐郷と山田郷の二郷に分かれ、伊佐智佐郷は平川村・塩屋村・和田村・下福元村・上福元村の五村（合計七四四一石余）、山田郷は中村・山田村・五ヶ別府村・宇宿村の四村（合計五九一八石余）

からなるとされる。山田郷は③脇田川流域と②永田川の中流・上流域、伊佐智佐郷は①永田川下流域及びそれ以南の地域とすることが出来る。

これからすると、古代の谿山郡の二郷は永田川の中流・上流域と下流域すなわち西側と東側に存在したと考えることができそうである。

さて、「天平八年薩摩国正税帳」の記載から抽出できる隼人支配の特色として、以下の六点をあげることが出来る。²⁾

- a. 国司のもとに柵・戍等の边防機関をおいていた。
- b. 隼人の「首長」・有力者を郡司に任命していた。
- c. 「隼人郡」は、形式上は内地である。
- d. 隼人に対しては、調庸とは異質の負担が存在した。
- e. 「隼人郡」内では、籍帳がつくられたとしても有効に機能したとは考えられない。
- f. 「隼人郡」では、律令法が先全に施行されたとは考えられず、実質上は自治的支配が認められていた。

「隼人郡」は、当初律令制の諸原則の完全適用を留保された地域であったとすることができ、谿山郡もその一つとすることができる。薩摩郡は、「隼人郡」であったが、一部には租が收取されていたと考えられる一方、河邊郡では「責計帳手実」「檢校百姓損田」「檢校庸席」のための国司巡行が全く行われていないなど、地域によって、律令制の浸透度に差があったことが予想される。また、『類聚国史』口分田の延暦十九年(八〇〇)十二月辛未(七日)条の「収大隅・薩摩兩國百姓墾田、便授口分。」によって、八世紀末に大隅・薩摩兩國に対して、律令制の諸原則が完全に適用されるようになったことが知られるのだが、律令制の浸透については、律令制のトレーニングを受けた郡領層によって徐々に実現されていたと考えられる。したがって、八世紀

の谿山郡を考える上では、いつ頃どのように律令制が浸透していくのかが大きな問題であるが、残念ながら現時点ではこれについては不明とせざる得ない。

(二) 奈良時代の不動寺遺跡

古墳時代後期の段階で、不動寺遺跡では少ないながらも竪穴住居跡の遺構が確認できる。この住居跡(H23-2SH7・4・5・3)からは、笹貫式古段階の成川式土器が出土している。成川式土器は、鹿児島県域の古墳時代を代表する土器であり、中津野式土器から東原式、辻堂原式、笹貫式に分けられている。近年は、笹貫式をさらに二分して、古墳時代後期の古段階と飛鳥・奈良時代までの新段階に分けられている。不動寺遺跡からは、笹貫式新段階の成川式土器は確認されておらず、七世紀ころの人々の活動のあととは確認されない。

不動寺遺跡では、奈良時代の遺構も検出されていない。八世紀代の遺物としては、土師器杯(IV737(報告書の遺物番号)、八世紀後半)、須恵器蓋(IV751、八世紀後半)、須恵器碗(V575、八世紀半ば)、須恵器蓋(V584、八世紀)、土師器杯(V769、八世紀後半)の五点を確認することが出来る。³⁾ IV737・IV751は、H20SR1、V575・V584はH20I層、V769はH22-1SR1から出土している。H20SR1は、弥生時代中期・古墳時代後期を中心とする埋没河川である。H20I層は調査時の名称で、報告書第6図によれば、IIc層という古代・中世の遺物包含層(河川氾濫堆積層)であり、円磨した成川式土器が多数出土している。H22-1SR1は、近世の埋没河川であって、土師器・須恵器・青磁・白磁などが出土しており、同一の埋没河川とみられるH22-2SR1、H23-1SR1では、元立院系の薩摩焼、寛永通宝などが出土している。以上から、八世紀代の遺構は、不動寺遺跡の範囲外、埋没河川の上流側にあると考えられる。

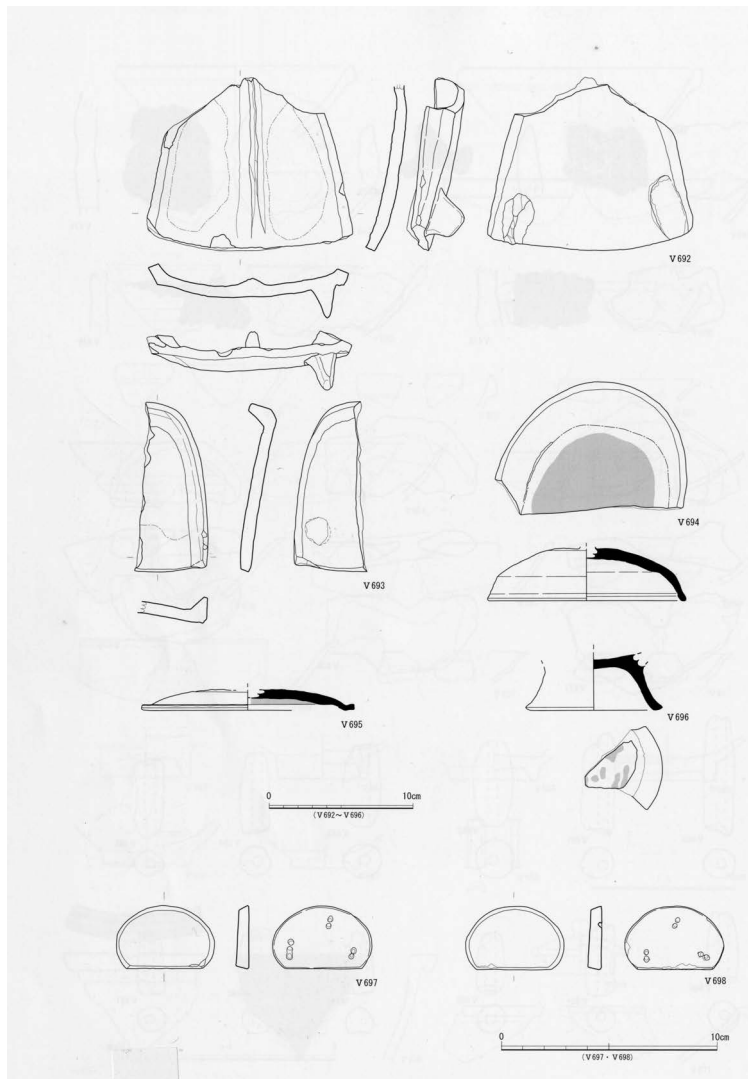


図2 H201層出土遺物

(三) 平安時代の不動寺遺跡

平安時代の不動寺遺跡では、特徴的な遺構・遺物が多数検出されている。以下、代表的な物を見ていく。

(1) 特殊な遺物(図2)

緑釉陶器が二八点出土している。遺構からは七点、区画溝H20SD5から六点(V113~V118)、火葬墓H20SC1から一点(V230)、包含層から二点(V606~V626)が検出されている。

V230は近江系、他は長門系とされる。

初期貿易陶磁に関して、南九州地域から薩南諸島にかけて、五四遺跡、三一四点が確認されている。⁽⁴⁾一〇点以上の初期貿易陶磁が確認されている遺跡は、麦ノ浦貝塚(薩摩川内市、一一点)、大島遺跡(薩摩川内市、五七点)、坂ノ下遺跡(薩摩川内市、一〇点)、西ノ平遺跡(薩摩川内市、一一点)、柳ヶ迫遺跡(始良市、二四点)、市ノ原遺跡(いちき串木野市、一四点)、不動寺遺跡(二二点)、城久遺跡(喜界町、五五点)となっている。不動寺遺跡では、越州窯系青磁Ⅰ類・Ⅱ類が一二点出土しており、区画溝H20SD5から三点(V119~V121)、土坑H20SC17から一点(V358)、包含層から八点(V627~V634)が検出されている。

硯は、風字二面硯が二点(V692・V693)、須恵器蓋の転用硯が二点(V694・V695)、円面硯の脚部とされるものが一点(V696)の計五点が出土している。石帯は二点(V697・V698)が検出されており、九世紀末~一〇世紀のものと考えられている。

また布目瓦は、溝状遺構H20-4SD6・9から一点(V219)、埋没河川H23-4SR10から四点(V402~V405)が検出されており、瓦葺き建物の存在が想定できる。

以上から、不動寺遺跡には、何らかの公的施設が存在していた可能性が考えられる。

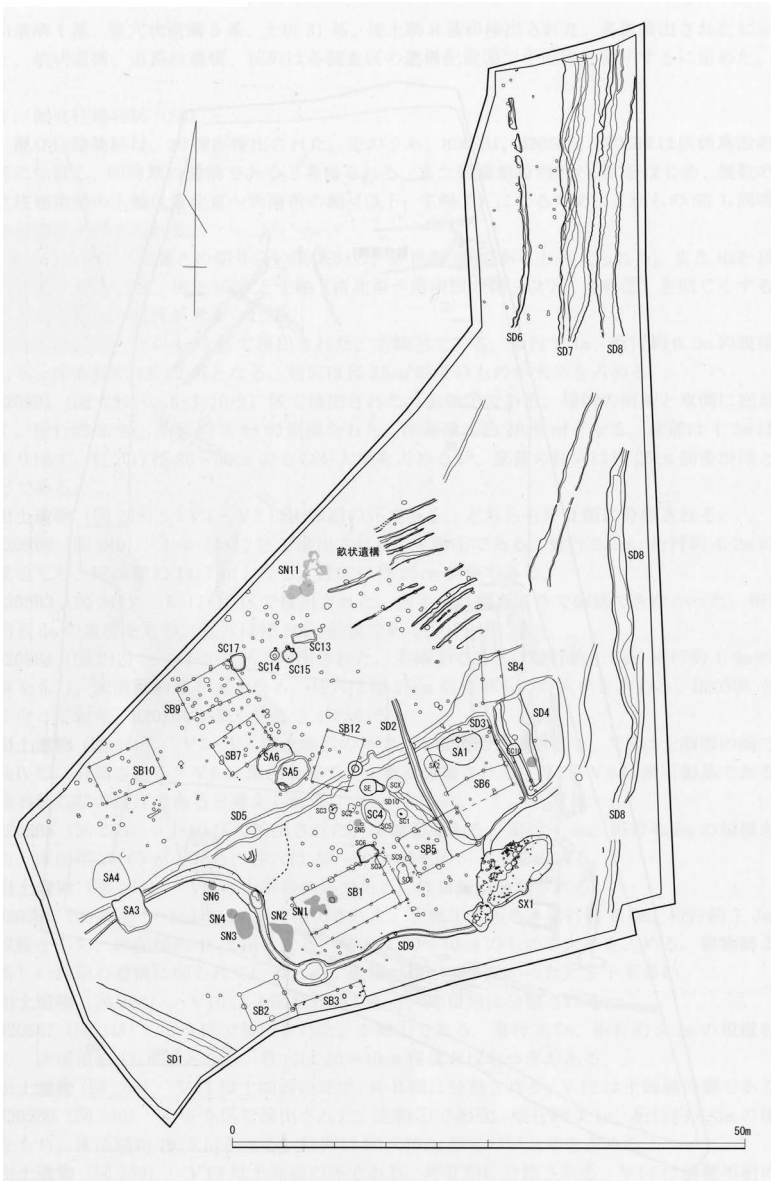


図3 H20 古代～近世遺構配置図

不動寺遺跡は当初公的施設としての性格を持っていたと考えられるが、その後、軸線の問題や園池の存在などから、都の情報を取り入れることのできる有力者の居館的な性格を持つていったと考えられる。

(2) 館跡・遣水状遺構・池状遺構(図3)
 H20調査区で検出されている遣水状遺構(H20SD9)・池状遺構(H20SX1)は、八世紀代の遺物を出す河川(H20SR1)が埋没した後に営まれている。両遺構からは、多数の土師器・須恵器が出土しているが、年代のわかる物をあげると、遣水状遺構からは、充実高台をもつ九世紀後半～一〇世紀の土師器環(V138)、一〇世紀半ば～後半の土師器環(V159)・土師器皿(V172)が出土している。また、須恵器(V176・V177)は、九世紀半ば～一〇世紀半ばに

操業した中岳古窯跡産(南九州市金峰町)ともされる⁽⁵⁾。池状遺構からは、一〇世紀半ば～後半の内黒土師器碗(V193)が出土している。鹿児島県内では、高井田遺跡(始良市加治木町、大隅国桑原郡)で、九世紀後半の遣水状遺構が確認されており、寺院・国司館・有力者の居館などの可能性が指摘されている。⁽⁶⁾
 二間×四間で東北・南東に二面の庇を持つ掘立柱建物跡SB1は、この遣水・池を鑑賞するためのものであった可能性が考えられている。

報告書では、この館跡の中で最も古い区画溝H20SD5と掘立柱建物跡SB1の長軸を古代軸として、古代の遺構について考察している。

この軸は、北から六〇度東に振れるものである。この軸をはるかに延長すると、その先には桜島を見ることができると。この古代軸は、桜島を意識したものと考えたい。

(3) 火葬墓・円形周溝墓について (図4)

H20SC1は、火葬墓(径一・一×一径の円形)である。中央部に置かれた蔵骨器(V229)は須恵質の土器で、胴部に三つの穴が穿たれている。土師器の坏を蓋にしているが、固着しているため内容物を取り出している調査はおこなわれていない。ただし、X線CTの画像により、蔵骨器内部の半分ほどを骨の破片が満たしていることが確認されている。この火葬墓からは、供献された近江系とされる緑釉陶器(V230)と五点の土師器坏(V231~V235)、二点の土師器椀(V

236・V237)、一点の土師器皿(V238)が出土している。緑釉陶器は一〇世紀後半に比定できるとされ、土師器椀(V236)は一〇世紀後半と考えられる。なお、火葬墓上部で採取された炭化物二点による放射性炭素年代は、2σで九八〇~一一六〇年、一〇〇〇年~一一六〇年という結果が得られている。

ここで注目したいのが、谷山弓場城跡で検出された火葬墓である。この火葬墓は、不動寺遺跡の南南西約五〇〇mに位置している。標高約四〇mの平坦面に掘られた長径約一径の平面楕円形の土坑の中から、須恵器の蔵骨器と蓋にした土師器(高台部を欠損)、合わせ口の土師器坏、

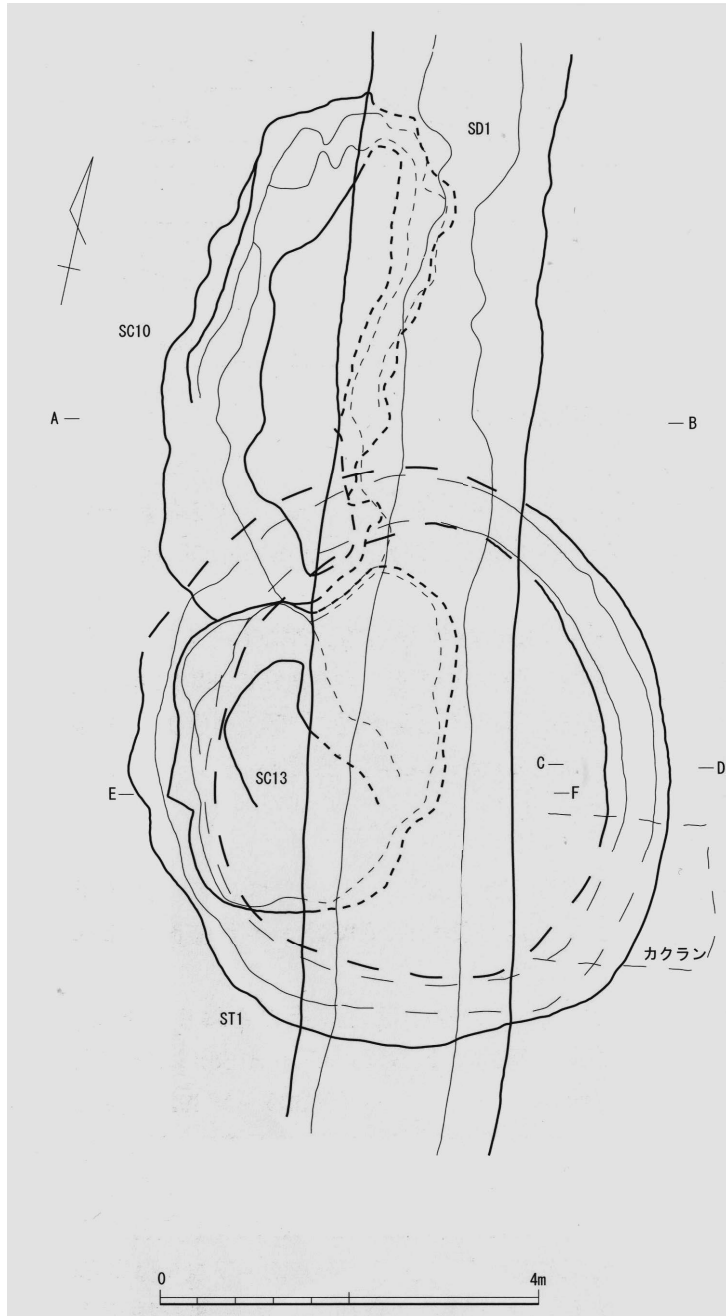


図4 円形周溝墓

先端部を欠損した刀子が検出されている。三個の土師器には、体部外面に正位で墨書があり、蔵骨器の蓋と合わせ口の身は「大吉」、合わせ口の蓋は「人□」あるいは「舎」と判読できる。合わせ口の土師器の年代は、一〇世紀前半ころと考えられる。この蔵骨器は、上床真の分類では4B類に分類されるが、鹿児島県内出土の蔵骨器で4B類とされるものは、この谷山弓場城跡の蔵骨器と不動寺遺跡の蔵骨器の二点のみである。こうしたことから見て、谷山弓場城跡火葬墓の被葬者は、不動寺遺跡と関係の深い人物であった可能性が高いと考える⁹⁾。

また、H21-1調査区から、円形周溝墓ST1が検出されている(図4)。この周溝墓は、主体部が削平されていて詳細は不明であるが、ここから出土した土師器の坏・皿は、一〇世紀後半～一一世紀前半のものと考えられている。同じころの周溝墓は、鹿児島県内の一〇遺跡で一四例が検出されている。外園・小倉畑・森・保養院遺跡(始良市)で各一例、榎崎A遺跡(鹿屋市)で五例、計志加里遺跡(薩摩川内市)・向柵城跡・建石ヶ原遺跡(日置市)・山下堀頭遺跡・不動寺遺跡(鹿児島市)で各一例である¹⁰⁾。

乗畑光博は、宮崎県の都城盆地の円形周溝墓について検討し、円形周溝墓は南九州に系譜をもつ墓制ではなく、西北九州(肥前・筑後国府付近)の下級官人や有力者層が南九州に移動しそこで埋葬された墓である可能性を指摘している¹¹⁾。九世紀段階で、西海道のほとんどの郡司の子弟は、大宰府の書生・使部として出仕していた可能性が高く、北部九州と人の行き来があった。一一世紀前半に、大宰大監平季基が島津駅(現在の宮崎県都城市付近)に島津荘を開発し、これを大隅・薩摩国に拡大する動きの中で大隅国府焼き打ち事件を起こしている¹³⁾。平季基は、地元有力者の伴氏と婚姻関係をつくったとされているが、この伴氏は、平季基に先行する形で南九州に移動していた勢力の存在を示すと思われる¹⁵⁾。不動寺遺跡の円形周溝墓に葬られた人物も、北部九州との関係を持つ

表2 薩摩国の墨書土器

遺跡数(延べ数)	薩摩国内		南さつま市内		薩摩国 (除南さつま市内)		不動寺	
	数	%	数	%	数	%	数	%
総点数	1284	100%	422	100%	862	100%	44	100%
土師器	934	72.7	344	81.5	590	68.4	41	93.24
内黒	201	15.7	13	3.1	188	21.8	2	4.5
赤色	80	6.2	42	10	38	4.4	0	0
須恵器	43	3.3	19	4.5	24	2.8	0	0
滑石製石鍋	1		0	0	1		1	2.7
坏・椀	1147	89.3	353	83.6	794	92.1	40	97.7
蓋	18	1.4	8	1.9	10	1.2	0	0
皿	77	6	50	11.8	27	3.1	0	0
壺・甕	9	0.7	3	0.7	6	0.7	1	0
鉢	6	0.5	4	0.9	2	0.2	0	0
墨書	778	60.6	127	30.1	651	75.5	22	50
ヘラ	395	30.8	289	68.5	106	12.3	19	43.2
刻書	102	7.9	11	2.6	91	10.6	3	6.8
体部外面	768	59.8	161	38.2	607	70.4	32	68.2
体部内面	39	3	26	6.2	13	1.5	0	0
底部外面	247	19.2	83	19.7	164	19	12	27.3
底部内面	228	17.8	146	34.6	82	9.5	3	6.8

ていた可能性が高いと考えられる。不動寺遺跡では、ほぼ同時期に蔵骨器を用いての埋葬と、円形周溝墓への埋葬が行われていた可能性がある¹⁶⁾。

(4) 出土文字資料について

報告書では二八点の実測図を掲載しているが、未掲載の物が一点あり、合計で四三三点の墨書土器と刻書を持つ滑石製石鍋一点が出土している。墨書土器は、四一点が土師器、二点が内黒土師器であり、記載され

た文字は「千」「大」「田」「日方(あるいは)日下」「恰」「中得?」「豊」「明?」「子牛」「廿万?」となり、墨書が二二点、ヘラ書きが一九点、刻書が二点となる。滑石製石鍋は、豎耳型であり一世紀までのものであり、石鍋は豎耳の上面に「卅」と刻書されている。

なお、刻書石鍋については、この他に長崎県大村市寿古遺跡から豎耳の上面に「建部吉實」、鹿児島県始良市柳ガ迫遺跡から体部内面の豎耳のちようど裏側の位置に「夫」・喜界町城久遺跡(大ウフ遺跡)から豎耳の上面に「大」と刻書されているものが出土している。

薩摩国の墨書土器については、三度の集成が行われており、延べ八四遺跡から一二八四点の墨書土器が出土している。表2にまとめたように、薩摩国の墨書土器における墨書・ヘラ書き・刻書の割合は、それぞれ六〇・六割、三〇・八割、七・九割となる。この中で薩摩国阿多郡を中心とする南さつま市域はかなり特徴的な割合を示し、三〇・一割、六八・五割、二・六割となっており、墨書とヘラ書きの比率は薩摩国全体と比較すると逆転する¹⁸⁾。そしてこの地域を除いた割合は、七四・五割、一二・三割、一〇・六割となる。不動寺遺跡の場合、墨書とヘラ書きの比率は五〇割、四二・二割となり、南さつま市を除いた薩摩国と比較すると、ヘラ書きの比率が高くなっている。

(5) 土師甕埋納遺構(図5)

土師甕埋納遺構(H22-3SC26)は、径六〇センチ×五六センチの土坑の中に、五個の小型土師甕と一三個の土師器皿が検出されている。今のところ、類例に乏しく、この遺構の性格は明かでないが、何らかの祭祀に伴うものと考えること

はできる。时期的には、一世紀と考えられる。以上、一世紀までの不動寺遺跡の主立った遺構・遺物を見てきたが、一二世紀代の遺構は明かでない。ただし、包含層出土の遺物ではあるが、大宰府分類の白磁碗Ⅳ類・Ⅴ類が出土しており、一世紀後半〜一二世紀中頃までは、不動寺遺跡およびその周辺が何らかの機能を持っていたと考えられる。

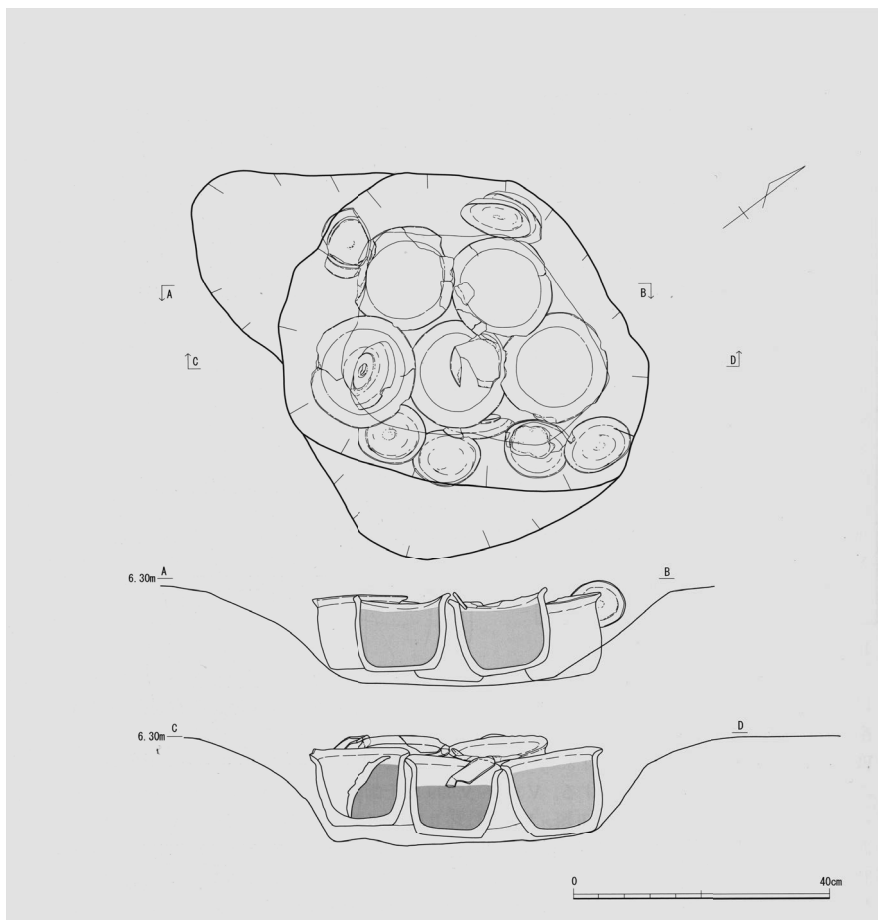


図5 土師甕埋納遺構

③ 中世の不動寺遺跡

(1) 文献から見る谷山郡の一二世紀

不動寺遺跡は一二世紀頃までで、その後の遺物は少なくなる。一二世紀代の谷山郡で特筆すべきは、薩南平氏の動向と府領社伊佐智佐神社の問題である。

石母田正が大きく取り上げたことで著名な阿多忠景は、保延四年(一一二八)に薩摩国阿多郡司として史料上初見される。⁽¹⁹⁾ 南九州の中で勢力を拡大させた忠景は、久安六年(一一五〇)ころ下野権守・薩摩国押領使に任じられ、日向・大隅国ではその威勢をかりた領主たちが支配をおこなったため、「三ヶ国住人等召し仕う」という状況になった。忠景は、源為朝の舅となり力を振るったが、永暦元年(一一六〇)に薩摩国から訴えられ、勅勘を受けて貴海島に逐電した。⁽²⁰⁾

さて、忠景の跡を継いだのは、宣澄(信澄)であった。宣澄は、肥前彼杵氏の出身で、忠景の女婿となっており、平氏政権下で宣澄は薩摩国目代押領使を勤めた。建久三年十月二十日の関東御教書に「平家謀反之時、張本其一也」として大宰府領の阿多郡と島津荘の日置南北郷と伊作庄(文治三年に寄郡から一円庄)と谷山郡(寄郡)の郡郷下司職を失った。この後、谷山郡地頭には島津忠久が補任され、建久八年薩摩国岡田帳には「谷山郡二百町内【島津同御庄寄郡】没官御領地頭右衛門兵衛尉」と見える。二〇〇町の内訳は、府領社一八町・公領一八二町となっており、府領社は伊佐知佐社(現在の伊佐智佐神社)であった。

伊佐知佐社の府領社化と谷山郡の寄郡化の時期について、改めて考えてみたい。阿多忠景の本領である阿多郡は大宰府領となっていたが、その背景には、島津荘の急速な拡大に対抗するため、阿多忠景が大宰府へ

の接近をはかったことが考えられる。⁽²¹⁾ 薩摩国における島津荘の寄郡化と大宰府領の設定は近接した時期になると考えられる。薩摩国内の島津荘が急速に拡大するのは保延年間(一一三五～四一)以降であり、谷山郡の寄郡化と伊佐知佐社の府領社化は、この頃を上限とすることができる。忠景の代に、忠景弟の忠明は加世田別府・谷山郡にする領知権を有することになった。忠明の権限をその子忠真が継承したが、忠真はその弟の忠綱によって討たれ、宣澄は忠綱を討ってこれを併せた。忠真・忠綱が滅んだため、その跡は忠真・忠綱弟の信忠が継ぐことになったが、信忠は阿多忠景の女宗阿弥陀仏の養子となっており、宗阿弥陀仏は宣澄の妻でもあったから、忠信は谷山郡での領知を認められていたと考えられる。

元徳二年(一一三三〇)十一月の谷山覚信代教信重申状には「当郡々司以下所職所帯等者、為覚信先祖開発領主、去建仁三年十二月廿五日令拝領関東下文以来、代々無相違之子細、先進状等炳焉也」とあって、覚信先祖開発領主は信忠のこととされている。⁽²²⁾

(2) 北麓遺跡

北麓遺跡は、永田川と木之下川により形成された沖積低地の中の砂丘状微高地(標高約五・五⁽²³⁾)上に立地する遺跡で、大きく弥生時代、中世、近世以降の三時期に分けられるとするが、一部で古墳時代の遺物も確認されている。⁽²⁴⁾ 近世には、谷山郷の地頭仮屋を中心に郷士が集住する麓が置かれた。現在は住宅密集地となっており、マンション建設や道路拡幅等の事由により、二〇地点ほどの調査が行われている。

二〇一三・一四年度の調査では、狭小な調査ではあったが、一二世紀中葉～一四世紀後半、一五世紀後半～幕末まで一部減少期が見られるもののほば連続と生活の場として推移したとされている。⁽²⁵⁾ 谷山郡の中心が、不動寺遺跡から北麓遺跡に移動していると考えられる。

おわりに

不動寺遺跡は、古代～中世初期の段階で谷山郡の中心的な遺跡であった。

八世紀代の状況は不明な点が多い。八世紀前半の遺跡は隼人郡域ではほとんど確認されおらず、⁽²⁶⁾律令制の諸原則の適用が留保されている状況でどのような官衙的施設が存在し得たのかは今後の課題である。

不動寺遺跡の北東一キロほどに位置する堂園遺跡では、トレンチ調査で八世紀後半～九世紀前半の遺物が確認されており、この地域の中心が堂園遺跡から不動寺遺跡へ移動したとする見解が示されている。⁽²⁷⁾不動寺遺跡の場合、八世紀の遺構は、不動寺遺跡の範囲外、埋没河川の上流側にあると考えられるが、堂園遺跡は、埋没河川の下流側、或いは別の小水系に位置していると考えられるから、堂園遺跡の評価については本調査の成果を見て判断することにした。

不動寺遺跡では、九世紀以降は郡家遺構そのものが確認されているわけではないが、谷山郡家が置かれていた可能性が高く、⁽²⁸⁾その後、園池を伴う有力者の居館として機能するようになったと考えられる。園池に面して建てられた建物や区画溝の軸は、桜島に向かって設定されており、桜島が一種のランドマークとなっていたと考えられる。

遺構や遺物から見ると、宮崎県都城市の大島畠田遺跡に匹敵するような遺跡であると考えられるが、大島畠田遺跡は一〇世紀半ばには廃絶する。鹿児島県内でも同じころ多くの遺跡が姿を消すが、⁽²⁹⁾不動寺遺跡は存続している。ただし、一一世紀代には祭祀遺構などが検出されるのみで、中心施設は不動寺遺跡の調査区外にあったと思われる。

一二世紀代になると、谷山郡の中心は、約一キロ東方の砂丘状微高地上に立地する北麓遺跡に移る。その後、北麓遺跡は近世の外城のひとつ

谷山麓につながっていく。不動寺遺跡と北麓遺跡の間は砂丘の後背湿地が広がっており、その移動には何らかの契機があったと考えられる。

こうした谷山郡の中心の移動をもたらした背景のひとつとして、南薩平氏の谷山郡への進出があったと考えられるのではないだろうか。阿多忠景が、大きな勢力を持つてくるのは一二世紀半ばころで、その一族が薩摩半島一円に勢力を伸ばし、谷山郡もその領知下に入っていく。新たな拠点として、弥生時代～古墳時代には遺跡が存在したが古代においては利用されていなかった、海岸に近い砂丘状微高地が占地されたのではないだろうか。

一三世紀後期以降、谷山郡では郡司谷山氏と地頭山田氏（島津氏庶流）の争論・抗争が南北朝まで続いていくことになる。

谷山郡の鎌倉時代の歴史的展開を考える上で、波之平刀匠と清泉寺磨崖仏の問題も重要である。波之平は、薩摩刀の有力な系統で、伝承的には初代行安が永延年中（九八七～九八八）に薩摩下向したとされるが、⁽³⁰⁾実際には平安時代末以降の作品が残されている。また、清泉寺磨崖仏の中には、建長三年（一二五一）の銘を持つ阿弥陀如来像があり、この磨崖仏を造らせた勢力や、その背景など興味の引かれる問題であるが、これらについては、考古学的調査の進展を受けて、後日を期したい。

註・引用文献

- (1) 黒板勝美監修『鹿児島県史』第一巻（鹿児島県、一九三九年）、平田信芳「地名が語る鹿児島島の歴史」（春苑堂出版、二〇〇三年）
- (2) 永山修一『隼人と古代日本』同成社、二〇〇九年
- (3) これらの遺物の年代観については、松崎大嗣氏（指宿市教育委員会）のご教示を得た。
- (4) 松崎大嗣「古代南九州の貿易陶磁」（第四〇回日本貿易陶磁研究会「南九州～奄美群島の貿易陶磁」発表要旨・資料集、二〇一九年）
- (5) 松崎大嗣氏（指宿市教育委員会）のご教示。
- (6) 深野信之「富豪層の台頭」（始良市誌、第一巻、先史・古代編「自然編」第七

章第五節 二〇一九年

- (7) 出口浩編 『谷山弓場城跡』(鹿兒島市埋蔵文化財発掘調査報告書二、鹿兒島市教育委員会 一九九二年)
- (8) 上床 真 『鹿兒島県内の蔵骨器について』(松尾勉・野間口勇編 『財部城ヶ尾遺跡』(鹿兒島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書九〇) 二〇〇五年)
- (9) 地形的な面から見ると、不動寺遺跡は谷山城が立地する丘陵の北側に位置するが、谷山弓場城跡の蔵骨器は、丘陵の南側の低地を見下ろす位置から出土しており、その地点から、不動寺遺跡を直接見ることはできない。
- (10) 深野信之 『春花地区遺跡群の展開』(『始良市誌 第一巻 先史・古代編 自然編』第七章 第四節 二〇一九年)
- (11) 栗畑光博 『島津荘は無主荒野の地に成立したか』(『南九州文化』第一〇九号 二〇〇九年)
- (12) 坂上康俊 『管内支配の変質』(『太宰府市史 通史編I』二〇〇五年)、重松敏彦 『府官の登場』(『太宰府市史 通史編I』二〇〇五年)、竹内理三 『太宰府政所考』(『史淵』七二号 一九五六年)
- (13) 永山修一 『大隅国府焼き打ち事件』(『始良市誌 第一巻 先史・古代編 自然編』第七章 第一〇節 二〇一九年)
- (14) 五味克夫 『鎌倉時代の肝付郡と肝付氏』(『高山郷土史』一九六六年)
- (15) 野口 実 『列島を翔る平安武士』(吉川弘文館 二〇一七年)
- (16) 不動寺遺跡を営んだ勢力が大きく変化したとは考えにくいことから、可能性としては、不動寺遺跡を営んだ有力者(郡司)の子弟が大宰府に出入りし、西北九州の墓制を持ち込んだ可能性と、西北九州の下級官人や有力者が不動寺に移動し、入り婚のような形で同族化した可能性を考えたい。
- (17) 永山修一 『大隅国出土古代墨書土器集成』(薩摩国出土古代墨書土器集成・補遺(一)) (平成一九年度〜二二年度化学研究補助金(基盤研究(C))「古代地域社会の識字と文字文化の展開に関する研究」(研究代表者・柴田博子) 研究成果報告書 二〇一〇年)・永山修一 『大隅国出土古代墨書土器集成・薩摩国出土古代墨書土器集成・補遺(一)』(平成二二年度〜二五年度化学研究補助金(基盤研究(C))「古代地域社会の識字と文字文化の展開に関する研究」(研究代表者・柴田博子) 研究成果報告書 二〇一〇年)・永山修一 『大隅国出土古代墨書土器集成・補遺(二)』(平成二七年度〜平成三〇年度化学研究補助金(基盤研究(C))「古代日本における地域社会への文字文化の伝播と識字に関する研究」(研究代表者・柴田博子) 研究成果報告書 二〇一八年)
- (18) 大隅国でも始良市地域(非隼人郡である桑原郡域)ではへら書きの率が高い。なぜこの地域だけへら書きの比率が高いのか明らかではないが、へら書きは焼成前に書き込むものであるから、土師器・須恵器の焼成と密接に関わる。始良市域では、外圍遺跡で土師器焼成土坑が検出されている。南さつま市域では、土器焼成土坑は確認されていないものの、土師器の胎土は中岳古窯跡群の須恵器の胎土と共通するとされており、近隣に土師器を焼成した場所が存在していたと考えられる。(中村直子・Ratsegund HOFFBAUER・Johannes STERBA・Michael RATH・篠藤マリア・鐘ヶ江賢二・大西智和「中岳山麓窯跡産須恵器の生産過程と産地同定に関する鉱物学的分析」第三二回日本文化財科学会ポスター発表 二〇一四年七月五〜六日)
- (19) 石母田正 『内乱期における薩摩地方の情勢について』(『古代末期政治史序説』未来社 一九六四年)
- (20) 栗林文夫 『阿多忠景と源為朝』(元木泰雄編 『中世の人物 京・鎌倉の時代編 第一巻 保元・平治の乱と平氏の栄華』清文堂出版 二〇一四年)
- (21) 江平 望 『阿多忠景について』(『古代文化』第五五巻 第三号 二〇〇三年)
- (22) 五味克夫 『平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書』(『南九州御家人の系譜と所領支配』戎光祥出版 二〇一七年 初出は一九七三年)
- (23) 吉留正樹編 『北麓遺跡』(鹿兒島市埋蔵文化財発掘調査報告書 第七九集 二〇一七年)
- (24) 有川孝行他 『鹿兒島市埋蔵文化財確認発掘調査報告書VII』(鹿兒島市埋蔵文化財発掘調査報告 第六五集 二〇一二年)
- (25) 有川孝行 『北麓遺跡』(鹿兒島市埋蔵文化財発掘調査報告 第七四集 二〇一五年)
- (26) 川口雅之 『古代の薩摩・大隅国、多瀨嶋における律令制度の普及』(鹿兒島県立埋蔵文化財センター 『研究紀要・年報 縄文の森から』第一〇号 二〇一八年)
- (27) 長野陽介 『平成二六・二八・二九年度市内遺跡埋蔵文化財確認発掘調査事業に伴う埋蔵文化財調査報告書 XII』(鹿兒島市埋蔵文化財発掘調査報告書 第八三集 二〇一九年)
- (28) 川口雅之は、註26論文で、緑釉陶器・越州窯系青磁・硯・石帯などが出土していることから、不動寺遺跡を郡家・駅家の性格を持った遺跡に分類している。
- (29) 川口雅之 註26論文
- (30) 愛知県猿投神社蔵の「行安」銘の太刀が最古とされ、それに次ぐ京都国立博物館蔵の「太刀 銘波平行安」は鎌倉時代・一三世紀の作とされる。

(ラ・サール学園、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年七月二七日審査終了)

Ancient and Middle Age of Fudoji site, Kagoshima City

NAGAYAMA Shuichi

The Fudoji site is a complex site from the Jomon period to the early modern period located in Shimofukumoto-cho, Taniyama district, in the southern part of Kagoshima city. The Taniyama district originated in the ancient Taniyama county of Satsuma province, and in the “Kenkyu 8th year Satsuma Province Zudencho”, it was seen that Taniyama county was Yorigori of Shimazu no sho, and in the early modern period it was designated as Taniyama township.

The ancient Taniyama county is one of the “Hayato-gun” where Hayato lived, and according to “Wamyo Ruijusho”, it consists of two townships, Taniyama and Kusa. It existed in middle / upstream and downstream areas of the Nagata River, that is, on the west and the east sides. No clear remains of the Nara period have been confirmed at the Fudoji site, and it is thought that the remains of the Nara period were outside the range of the Fudoji site and on the upstream side of the buried river. Relics from the Heian period such as green glazed pottery, early trade pottery (Etsushu kiln celadon, etc.), and Inkstones were excavated. Remains of the any aristocratic person’s residence, water supply-like remains, pond-like remains, cremation tombs, circular groove tombs, burial remains of Haji potteries have been detected. Although the remains of the Guuke (a county office) have not been confirmed in the 9th century, it is highly possible that the Taniyama Guuke was located there, and after that, it began to function as a residence for influential people with a garden pond. A cremation tomb of bone ware in the latter half of the 10th century was excavated at the site of Taniyama Yunba Castle, which is about 500 meters south-southwest of the Fudoji site. In addition, from the latter half of the 10th century to the first half of the 11th century, a circular groove tomb closely related to northwestern Kyushu was operated, and it is highly possible that the burial person had a relationship with northern Kyushu. The remains of the 12th century are no longer confirmed at the Fudoji site.

In the 12th century, the center of Taniyama county moved to Kitahumoto site, which was located on a sand dune-like micro-high ground about 1 km east. It is thought that the background to this movement of the center was the advance of Satsunan Heisi, whose representative existence was Ata Tadakage in the middle of the 12th century, to Taniyama county. In the early modern period, a Jitokariya was set up here, and the Taniyama Fumoto was placed there.

Key words: Taniyama county, a county office, a residence for influential people, cremation tombs, Satsunan Heisi
